

社会福祉法人上の原学園 役員等報酬及び費用に関する規定

- 第1条 この規程は、社会福祉法人上の原学園 定款第8条及び第21条の規定により、役員等の報酬及び費用については、本規程の定めるところによる。
- 第2条 理事長及び理事、監事、評議員の報酬等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給することができる。
- (1) 常勤の理事長については、報酬を別表1、別表2のとおり支給することができる。
 - (2) 非常勤理事長については、報酬を別表3のとおり支給する。
 - (3) 理事、監事は理事会参加1回につき日当10,000円を支給する。
非常勤、理事、監事も同じとする。
 - (4) 評議員は評議委員会参加1回につき日当10,000円を支給する。
 - (5) 監事が会計士、税理士法人等業務契約により選任されている場合、業務契約内容により報酬を支給するものとする。
 - (6) その他、非常勤役員は、別紙4の場合のみ支給する。
- 第3条 理事会、評議員会の交通費は開催場所に応じて、次のとおり支給することができる。
- (1) 理事長、理事、監事
理事会の開催場所より30キロ以内 3,000円
30キロ以上 8,000円
 - (2) 評議員
評議員会の開催場所より30キロ以内 3,000円
30キロ以上 8,000円
 - (3) 職員給与を支給している役員等は給与規程第15条における旅費規定にもとづいて支給する。
- 第4条 その他、日当及び旅費を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 監事による定期及び臨時監査
 - (2) 行政機関による監査の立会
 - (3) 役員等の研修会への参加及び他事業所への視察業務
 - (4) その他理事長が必要と認めた業務

第5条 前条に定める業務を行った役員等には、日当として日額5,000円並びに旅費5,000円を費用弁償行うものとする。

ただし、法人から給与の支払いを受けている者は理事長が必要な業務と認めない限り支給しないものとする。

第6条 選任委員は開催場所より30キロ以内3,000円、30キロ8,000円の交通支給する。

(1) 選任委員は交通費以外の費用は1回開催につき参加費として5,000円を支給する。

(2) 法人から給与の支払いを受けているものは選任委員会が法人外部で開催された場合のみ交通費を支払うこととする。

第7条 理事長の退職金は、辞任、死亡により退任した時、1任期につき別表4のとおりを支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

第8条 法人の役員に対する報酬等の総額は、年度3千万円を超えないものとする。

この規定は令和元年6月15日から施行する。

この規定は令和2年9月30日から施行する。

別表 1

役職名 理事長 常勤の場合 月額 600,000円以内
賞与 給与規程に準ずる

別表 2

役職名 理事長 職員給与を支給している場合 月額 200,000円以内
賞与 給与規程に準ずる

別表 3

役職名 理事長 非常勤の場合 月額 500,000円以内
賞与
報酬月額(1ヶ月)を6月30日、12月10日の年2回支給する。
*ただし、他の法人より役員報酬や雇用関係にある者は80%~
30%以内 報酬、賞与とする。理事会にて承認を受けること。
又は、理事会が承認すれば、報酬の辞退を申請することができる。
(無報酬)

別表 4

役職名 理事長 1任期あたりの退職金額 3,000,000円
ただし、理事長が退職金の減額、辞退を申請する場合は理事会の承認を
受けること

別表 5

非常勤役員 非常勤役員の報酬
医師、歯科医師又は弁護士のように高度で専門性の高い職業に従事して
いる者で理事会が法人運営の為に必要と判断した場合のみ、次のとおり
支給することとする。

月額 100,000円~400,000円以内
賞与
(1) 非常勤役員の場合、賞与を支給しないものとする。
(2) 非常勤役員の報酬額支給は、理事会の承認を受けなければならない。